



## ●最低賃金引き上げの本当の目的

安倍首相が「最低賃金1,000円を目指す」と表明しました。  
最低賃金が上がれば、中小企業の経営を圧迫するとの指摘も多いです。

## ●2025年 深刻な問題

国民3人に1人が65歳以上（3500万人を突破）となり、医療業界の人材不足、社会保障費の増大、介護負担の増大、生産年齢人口の減少など、どれこれも国に深刻なダメージをもたらします。

## ●時給を上げる！

現在の最低賃金の最安値は737円、最高値は958円（東京）と既に221円以上の開きがあります。全国最低賃金平均1,000円を目指す、東京都は1,200円を超えることとなります。最低賃金が1,200円であれば、募集するのは、おおむね1,250円、1,300円からがスタートになります。

## ●時給が上がっても収入は増えない

時給が上がれば収入が増えるというのは勘違いです！  
主婦が時給1,300円で週20時間働くと年収130万円を超えます。  
年収130万円を超えると夫の健康保険の扶養者から除外されます。  
そうすると、主婦に対して国民年金や国民健康保険の支払義務が発生するのです。  
税金よりも高い社会保険料の負担が発生します。

## ●今まで通り働いていただけなのに？！

今まで通り同じ時間働いていただけなのに、最低賃金や時給が上がったから  
年収130万円を簡単に超えてしまった！！  
国民年金や国民健康保険の振込用紙が郵送されてきます。

## ●残業規制で専業主婦も働き始める

残業を規制にも狙いがあります。  
残業を規制すれば給料が減ります。  
夫の収入だけでは余裕のある生活ができないとなれば 専業主婦も働き始めます。

## ●専業主婦がいなくなる？！

時給も良いので扶養内で働くのをやめて、フルタイムできっちり働く！  
そうすると、社会保険料の徴収、税金の徴収額が上がる！  
今まで働いていなかった主婦を「働かせる」  
「働かせて」「社会保険料を徴収する」これが本当の狙いです！



## ●主婦は保険料がタダ

第3号被保険者制度というものがあります。

第3号被保険者制度とは「**会社勤めの夫の扶養者**」=主婦です。

第3号被保険者は保険料は0円で健康保険も年金ももらえるのです。

だからと言って、夫の保険料は高くなりません。

保険料は給料額で決まるので、給料が同じ額であれば、**扶養者の有無に関係なく保険料は同額**です。

## ●法改正が必要

国は、第3号被保険者制度を撤廃して、主婦からも保険料を徴収したいのです。

しかし、その前に大きな法律改正が必要であり、法改正には時間もかかり、**大反発**など困難を伴います。

## ●法改正など必要ない 良い方法が見つかった！！

最低賃金を上げることは、一見、労働者の立場では良い制度のような感じがして多くの人が拍手して歓迎します。

しかし、**最低賃金の上昇によって、時給全体が上昇しますからパート・アルバイトの年収が自然に上がります。**

年収が上がり、130万円を超えると夫の健康保険の扶養者から除外されます。

そうすると、主婦に対して国民年金や国民健康保険の支払義務が発生するのです。

**最低賃金を上げるだけで、簡単に130万円の壁を越え、今まで保険料を徴収していなかった主婦から保険料を徴収できるのです。**

## ●反発どころか大歓迎

**反発どころか大歓迎で 第3号被保険者制度を事実上撤廃できます。**

鼻面にお金の匂いを嗅がされて 働いて 働いた分の保険料と税金を徴収されて…

大歓迎でお金を徴収する この仕組みを考えた 役人なのか誰なのか 感心しますね。

## ●社会保障費の確保

年金は70歳から受給、定年撤廃、障害者雇用、主婦、学生など働ける人は全員働かせて税金・社会保険料を増収させたい「**働かせ方**」改革なのです。

## ●風が吹けば桶屋が儲かる

**最低賃金を引き上げるだけで税金や社会保障の財源が増えることになるのです。**

私は今48歳です。私が年金を受給できる年齢は**70歳から**でしょう。

当然、支払った年金額（元本）は返ってきません。

そもそも年金制度が存在しているのでしょうか 事実上 崩壊しているでしょう。



## ●助成金を複数受給できる可能性があります！

### 【事例1】 トライアル雇用とキャリアアップ助成金の併給事例

①30歳Aさんを採用（\*ハローワークの紹介で採用する）

「**トライアル雇用奨励金：12万円**」が受給対象となります。

②キャリアアップ助成金（正社員転換）も併給可能です。

Aさんと有期労働契約（6カ月間の契約）を締結する。

**6カ月後に正社員に転換した場合は「キャリアアップ助成金：57万円」**が受給対象となります。

**③トライアル雇用奨励金：12万円＋キャリアアップ助成金：57万円＝68万円**

### 【事例2】 特定求職者雇用開発助成金とキャリアアップ助成金の併給事例

①60歳Bさんを採用（\*ハローワークの紹介で採用する）

「**特定求職者雇用開発助成金：60万円**」が受給対象となります。

**\*母子家庭・父子家庭の方も対象になります！**

②キャリアアップ助成金（正社員転換）も併給可能です。

Bさんと有期労働契約（6カ月間の契約）を締結する。

**6カ月後に正社員に転換した場合は「キャリアアップ助成金：57万円」**が受給対象となります。

**③特定求職者雇用開発助成金：60万円＋キャリアアップ助成金：57万円＝117万円**

### 【事例3】 トライアル雇用と特定求職者雇用開発助成金 は併給しないほうが良い

①63歳Cさんを採用（\*ハローワークの紹介で採用する）

「**トライアル雇用奨励金：12万円**」が受給対象となります。

②「**特定求職者雇用開発助成金：60万円**」も受給対象となります。

③しかし、「**トライアル雇用奨励金**」と「**特定求職者雇用開発助成金**」は**併給調整**となり、特定求職者雇用開発助成金（**第1期分30万円**）は**受給できません**。

**トライアル雇用奨励金：12万円＋特定求職者雇用開発助成金：30万円＝42万円**

**「特定求職者雇用開発助成金：60万円」のみを選択したほうが有利です。**

【まとめ】 助成金を上手に活用しましょう！その前に欲と相談してください（笑）